

福岡県公報

令和5年5月30日
第401号

目次

告示 (第402号 - 第406号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 令和5年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 令和5年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者地域包括ケア推進課) 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 建築士法第9条第3項に基づく免許の取消し (建築指導課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

公安委員会

- 行政不服審査法第51条第2項ただし書き及び第3項の規定に基づく
公示による送達 (警察本部監察官室) 5

告示

福岡県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
朝倉	県道	女男石野町線	前	朝倉市隈江10番1先から朝倉郡筑前町弥永972番1先まで	4.7 ~ 12.1	1,570.0	
			後	朝倉市隈江10番1先から朝倉郡筑前町弥永972番1先まで	4.7 ~ 12.1	1,570.0	
			後	朝倉市下瀬849番先から朝倉郡筑前町弥永974番5先まで	8.0 ~ 40.0	2,363.3	うち一般国道386号重用延長610.3メートル

福岡県告示第403号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、令和5年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

福岡県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・2・44-41号

大門木町線（大手町第2工区）

3 事業施行期間

令和5年5月30日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡県北九州市小倉北区大手町

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

豊前市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	玄海田島福岡線	前	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで	11.5 ～ 26.0	209.1
			後	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで	11.5 ～ 26.0	209.1

公 告

公告

令和5年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

会場は確定ではない。変更となる場合は、別に公表する。

期 日	開始時間	場 所（予定）
令和5年10月8日 （日曜日）	午前10時00分	北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号 九州共立大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分		問題数
介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。	20問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
合 計		60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和5年6月1日（木曜日）から令和5年6月30日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

令和5年12月4日（月曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画用途地域の変更（令和5年5月15日みやま市告示第91号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市入地字井川ノ下2428番1、2428番5、2428番6、2453番1及び2453番6から2453番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市入地2483番地
石松ホールディングス株式会社
代表取締役 石松 弘康

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字大坪1584番5及び1584番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市田主丸町朝森383番地1 エリハウスⅡA
古林 真澄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字尾仲字西浦372番1から372番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区原五丁目14番22号
株式会社秀建
代表取締役 栗原 秀利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市筒井三丁目656番1及び656番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市筒井三丁目2番50号
柴田 訓克

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
-------	----	------	--------

令和5年5月19日

松崎 茂

9825

死亡

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸字神屋崎976番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市日の里四丁目23番地2 サンハイム日の里B棟101号

白木 良祐

公安委員会

福岡県公安委員会告示第125号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県公安委員会において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和5年6月14日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和5年5月30日

福岡県公安委員会

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 守田 和喜

2 審査請求年月日

令和5年2月16日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和5年5月11日付け裁決書の謄本